

求人広告に悩む
採用担当者必見

「求人広告の作り方が わかる！学べる！相談できる！求人教室」

採用担当者がのどから手が出るくらいほしい「もっとも効果の出る求人広告」。作り方に必勝セオリーがあるわけではありませんが、何事にも基本はあるもの。自社の求人を自社で作成しているところや従来のような「採用のプロ」に一貫して任せているところも、それぞれが目指す採用の目的を達成できるように、「求人広告の作り方がわかる！学べる！相談できる！求人教室」を開催します。

日時 1月18日 金

13:30～16:30

会場 加東市商工会館 2階

講師は、これまで1万件以上の求人広告の制作・企画に携わってきた
求人広告ライター **関根コウ氏**。

人事1年目のあなたにもわかりやすく解説。実際に求人広告を作ります。

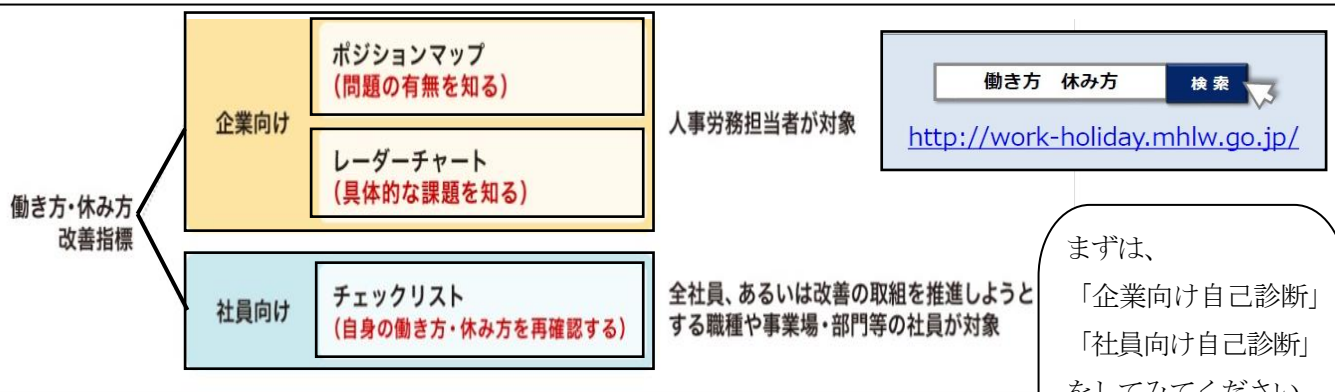
(担当：経営支援課 北島)

定員 25名

「働き方改革」実現に向けた課題や改善策の発見のために 働き方・休み方改善ポータルサイトの活用法

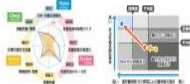
厚生労働省の運営する「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。このサイトでは、「働き方・休み方改善指標」を用い、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握し、現状の「見える化」を図ります。

(厚生労働省 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/diagnosis/> より)



あなたの会社の「働き方・休み方改善指標（企業向け）」を作成し、実態と課題の把握を行いましょう。

▼企業向け診断結果イメージ



① 企業向け診断では、簡単な設問に答えるだけで、現状を「見える化」できます。また結果は、グラフで視覚的に把握することができます。

まずは、「企業向け自己診断」「社員向け自己診断」をしてみてください。工夫ポイントなど効果的対策提案が表示されますので、ご活用ください。

企業向け自己診断を行う

社員向け自己診断を行う

今、注目の

「キャッシュレス決済」を学ぼう！

キャッシュレス決済とは…？

最近、キャッシュレス決済という言葉をよく聞くようになりました。「物理的な現金を使用しなくても活動ができる状態」のことを指すそうですが、キャッシュレス決済の支払手段として、現在は次のようなものがあります。

支払方法	内容・特徴
プリペイド (前払い)	電子マネー（交通系等） 利用金額を事前に チャージ
リアルタイムペイ (即時払い)	デビットカード、 QRコード等 リアルタイム取引
ポストペイ (後払い)	クレジットカード (磁気・ICカード) 与信機能

現在、日本では海外と比べるとキャッシュレス化が進んでいませんが、インバウンドへの対応、支払決済の効率化、コスト削減といった観点から今後はキャッシュレス決済の普及が進むと予想されています。

【参考文献】「キャッシュレス・ビジョン」（経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課）

「キャッシュレス決済が よくわかるセミナー」のご案内

2019年10月に実施予定の消費税率改正時に、消費者が中小事業者でキャッシュレス決済をした際にはポイントで5%還元する方法等が検討されています。実施された場合、お客様からキャッシュレス決済の対応を求められる可能性が大いにあります。

また、現在では導入費用がほとんどかからないキャッシュレス決済方法もあります。この機会にキャッシュレス決済の基本や「事業所にもたすメリット」など学びませんか。

商業・サービス業の事業所にオススメです！

日時 **2月 5日 火**

14:00～15:30

会場 **加東市商工会館 2階**

講師 永田知靖氏（永田システムデザイン事務所代表）

（担当：経営支援課 白川）

J-Net21 をご存知ですか？

J-Net21は中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業・小規模事業者・創業予定者の方のためのポータルサイトです。

このサイトでは公的機関の支援情報を中心に、経営に関するQ&Aや数多くの起業事例などがご覧いただけます。また、支援情報（資金・セミナー）を探したり、最新の施策を情報収集したりすることができます。皆様の経営のヒントとなる情報と出会えるかもしれません。

ぜひ一度、J-Net21のサイトをご覧ください。

J-Net21（中小企業ビジネス支援サイト）

⇒<http://j-net21.smrj.go.jp/>

J-Net21
中小企業ビジネス支援サイト

あなたのビジネスを、
公的機関がバックアップ！

先端設備等導入計画の認定状況について

平成30年6月6日に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者が策定する「先端設備等導入計画」について、平成30年9月30日時点で、1,566自治体で14,272件の認定がありました。（中小企業庁HP参照）

加東市においては、平成30年12月20日時点で16件の認定がありました。

この計画認定を受け、要件を満たす設備を取得した場合、3年間にわたり固定資産税がゼロになる措置を受けることができます。設備投資を検討されている方は、一度申請を検討されてはいかがでしょうか。

【お問合せ】 加東市商工会 経営支援課

(TEL 42-0253)